エネルギー等価格高騰対策支援事業(トラック運送等事業者)給付金

原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響を受けた、市内の交通事業者 及び運送事業者等の経営を支援し、及び下支えするために霧島市が交付する給付金になります。

対象事業者

トラック運送事業者、自動車運転代行業者、貸切バス事業者

※ 上記事業者において、それぞれ次に掲げる支援金及び補助金の交付決定及び確 定を受けている必要があります。

給付金額

区 分		給付額	
トラック運送事業者	大型自動車	1 台あたり	6,000円
	中型自動車	1 台あたり	4,000円
	小型自動車	1 台あたり	4,000円
	軽自動車	1 台あたり	1,000円
自動車運転代行業者		1 台あたり	6,000円
貸切バス事業者		1 台あたり	15,000円

※ いずれも、霧島市内を本拠とする車両として登録されている車両に限ります。

申請期限

令和8年2月27日(金)まで ※当日消印有効

※詳細は裏面をご覧ください。

申請書類は、市ホームページからダウンロードいただくか、

本庁商工振興課でお受け取りください。



詳しくは市ホームページをチェック!

① 申請

(1) 申請書類(詳しくは市ホームページ「申請書類チェックリスト」」でご確認ください。) 申請様式(第1号様式から第3号様式)、県支援金又は県補助金の交付決定及び確定通知書の写し、自動車検 査証の写し、納税証明書、通帳の写し等

(2) 申請期限

令和8年2月27日(金)当日消印有効

(3) 申請方法

原則として郵送

(4) 提出先・お問い合わせ先

〒899-4394 霧島市国分中央三丁目 45 番 1 号

霧島市役所商工振興課 エネルギー等価格高騰対策支援事業(トラック運送等事業者)給付金担当

☎ 0995-64-0912 土日・祝日を除く午前8時15分から午後5時まで

② 対象者(詳しくは市ホームページ「申請要領」でご確認ください。)

次の表に掲げる事業者で、次の(1)から(7)のいずれにも該当する必要があります。

	トラック運送事業者	貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条に規定する一般貨物自動	
		車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業を行う者	
	自動車運転代行業者	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成 13 年法律第 57 号)第 2 条	
		第 2 項に規定する自動車運転代行業者	
Ī	貸切バス事業者	道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第3 条第1 号口に規定する一般貸切旅客	
		自動車運送事業を行う者	

- (1) 申請日時点で市内で事業を営んでおり、引き続き市内で事業を継続する意思があること。
- (2) 令和5年又は令和6年に市税を納付していること。
- (3) それぞれ次に掲げる支援金及び補助金の交付決定及び確定を受けていること。
 - アトラック運送事業者及び自動車運転代行業者

鹿児島県地域公共交通燃料油価格高騰対策事業支援金(令和7年4月1日~5月21日分)

イ 貸切バス事業者

鹿児島県貸切バス事業者支援事業(燃料油価格高騰対策)補助金(令和7年4月1日~5月21日実績分)

(4) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体等でないこと。

次に掲げるものではないこと。

- ア 政治団体
- イ 宗教上の組織又は団体
- ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者
- エ 暴力団関係法人等
- (5) 給付金の趣旨に照らし、給付金を交付することが適当でないと市長が認める者でないこと。